



よくある質問



Q1.今回の意向調査（アンケート）は？

A1.森林経営管理法に基づき、森林をお持ちの方々に現在の山林の管理状況と今後の方針をご回答いただくアンケートとなっております。意向調査は、令和2年度より地区を分けて実施し、それぞれの森林所有者の方にお送りしています。回答を集計した後に間伐等の施業が必要な箇所から順次計画することとなりますが、管理委託等を希望された場合もこの意向調査をもって委託完了ではなく、施業の候補地となった場合は、改めてご連絡させていただきます。

Q2.管理委託とはどのようなことをするのか？

※問3.に関して

A2.主に人工林で今後適切な管理が必要だと判断された場所について、周囲の森林状況や所有者の意向を総合的に判断した上で、集積計画を立てます。集積計画は、いつ、どこで、どのような施業を行うかというものです。その計画に同意いただければ町に管理権が設定され、間伐等の施業を実施するようになります。

Q3.委託するのに費用はかかるのか？

※問3.に関して

A3.森林環境譲与税を利用しますので、所有者の費用負担は発生しません。

Q4.委託した場合のメリット・デメリットは？

※問3.に関して

A4.メリットは、ご自身で管理することが困難な方にとっては、町が主体で整備を行いますので手入れ不足による荒廃を防ぐことができます。デメリットは、委託の管理権が設定されている期間の間は自由に伐採したり、立木処分したりすることができない場合があります。

Q5.委託した場合の所有権は？

※問3.に関して

A5.経営管理権は森林の整備を行うための権利で、登記を必要とする権利でないため、山の所有権は移転しません。

Q6.管理委託とは人工林以外も対象となるのか？

※問3.に関して

A6.主に手入れ不足となっている(経営管理されていない)人工林（スギ・ヒノキ）を対象としています。人工林か雑木かどうかはどちらでは判断がつかないため、すべての森林所有者の方を対象にこのアンケートを送付させていただいております。

Q7.市町村へ森林を管理するまでの準備期間とは？

※問4.に関して

A7.森林の管理について「市町村へ委託」希望された方で今後どれくらいの期間に委託を開始したいかの質問です。但し、周辺の森林状況等により、一体的な管理を計画することとなりますので、管理となるまでに長期間を要する場合があります。

Q8.森林売買に関する調査とは、どんな調査をするのか？ ※問5.④に関して

A8.・境界が明確である山林について(現地調査)

山林面積、林道、作業道の整備状況、樹木の種類、林齡などを調査します。

※調査にはある程度の期間を要しますので、ご了承ください。

・境界が明確でない山林について

現地調査は行えません。

なお、森林バンクへの登録も難しくなります。

Q9.とくしま森林バンクとはどういう組織か？

※問5.④に関して

A9.東部地区（徳島市、阿波市、吉野川市、勝浦町、東みよし町）及び南部地区（阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町）により構成された公益社団法人です。

Q10.とくしま森林バンクの業務内容は？

※問5.④に関して

A10.売却及び寄付の意向がある方の森林について、森林バンクに登録いただくことにより、適正な森林管理が引き継がれるようその森林の売却及び寄付行為のあっせんを行います。

Q11.登録するとどうなるのか？

※問5.④に関して

A11.購入を希望する方のうち条件を満たす方（森林整備を行える方等）に登録された情報を公開し、取引が成立するよう働きかけます。

※但し、登録条件を満たす必要があります。詳しくは問5.④登録条件をご確認ください。

Q12.実際に森林バンクに登録するとなった場合に費用はかかるの？※問5.④に関して

A12.登録することによって費用を頂くことはありません。